

財政援助団体等監査

1 監査の種類

補助金等交付団体監査

2 監査の実施期間

令和6年10月10日から同年12月12日まで

3 監査の対象

補助金等交付団体	所在地	担当課
富士市中学校体育連盟	静岡県富士市伝法630番地	学校教育課

4 監査の範囲・方法

監査の実施に当たっては、富士市監査基準に基づき、財政的援助等(補助金)に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの補助金等交付申請書、事業概要書、実績報告書、その他証拠書類等の資料により、報告書の内容及び事務処理状況を調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなど所定の監査を実施した。

5 監査の結果

財政的援助等(補助金)に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、補助金額は補助対象経費の2分の1を超えて支出されており、補助金交付要領との齟齬が認められた。また、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられたため、富士市監査基準に基づき次のとおり示す。

(1) 事務の執行、事業の管理状況等についての意見

事務の執行、事業の管理状況等については、概ね適正に執行されていたが、次の処置結果のとおり改善、検討等を要するものが見受けられたので、必要な措置を講じ、適正な事務処理の確保に努められたい。

(2) 処置結果

補助金等交付団体監査における処置結果は、次のとおりである。

【各処置区分の件数】

区分	件数
指摘	0件
注意	1件
指導	1件
検討・要望	2件
合計	4件

【注意事項】

ア 補助金対象経費の見直しについて

補助金交付要領では富士市中学校総合体育大会開催に要する事業費のみを補助対象経費としているが、実際は富士市中学校体育連盟の事務費を含めて補助金が交付されていた。市の補助金は何を対象として交付するのか、補助金交付要領の見直しを含めて適正な執行を行う必要がある。

富士市中学校体育連盟

1 補助金等の名称

富士市中学校総合体育大会事業費補助金

2 交付目的

富士市中学生の健全育成と体力の向上を目指すため、富士市中学校体育連盟が開催する富士市中学校総合体育大会の事業費に対して補助金を交付している。

3 富士市中学校体育連盟収支決算の状況(令和5年度)

収支決算の状況は「別掲」として次のページに掲載した。

4 事業活動等

中学校体育の健全な発達を図るべく以下の事業を実施している。

- (1) 各種大会の開催
- (2) 資料の収集調査研究
- (3) 関係スポーツ団体との連絡協調及び連携
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事業

(別掲) 富士市中学校体育連盟収支決算の状況(令和5年度)

収入

(単位:円、%)

項 目	予算額	決算額	収入率	増減額	備 考
1 会費	2,448,000	2,459,730	100.5	11,730	4,823 人
2 補助金	1,800,000	1,850,000	102.8	50,000	市 180 万円、学生協 5 万円
3 繰越金	16	16	100.0	0	
4 雑収入	84	2	2.4	△82	
合 計	4,248,100	4,309,748	101.5	61,648	

支出

(単位:円、%)

項 目	予算額	決算額	執行率	不用額	備 考
1 事務費	2,523,000	2,528,997	100.2	△5,997	
(1) 会議費	10,000	11,580	115.8	△1,580	
(2) 通信費	3,000	1,680	56.0	1,320	
(3) 消耗品費	20,000	19,822	99.1	178	
(4) 旅費	215,000	215,000	100.0	0	理事会旅費
(5) 印刷費	345,000	293,715	85.1	51,285	
(6) 負担金	1,930,000	1,987,200	103.0	△57,200	県負担金、市スポーツ協会負担金等
2 事業費	1,723,000	1,779,660	103.3	△56,660	
(1) 部費	860,000	800,322	93.1	59,678	
① 野球	100,000	99,812	99.8	188	
② ソフト	60,000	51,000	85.0	9,000	
③ テニス	75,000	75,845	101.1	△845	
④ 卓球	60,000	58,452	97.4	1,548	
⑤ バレー	55,000	40,085	72.9	14,915	
⑥ バスケット	80,000	77,883	97.4	2,117	
⑦ 柔道	40,000	40,000	100.0	0	
⑧ 剣道	85,000	62,192	73.2	22,808	
⑨ サッカー	85,000	82,926	97.6	2,074	
⑩ 水泳	60,000	59,801	99.7	199	
⑪ 陸上	95,000	94,830	99.8	170	
⑫ 駅伝	65,000	57,496	88.5	7,504	
(2) 運営費	210,000	242,132	115.3	△32,132	傷害保険等、熱中症対策
(3) 奨励費	500,000	589,905	118.0	△89,905	用具、メダル等
(4) 報奨費	2,000	0	0.0	2,000	
(5) 役員手当	70,000	68,000	97.1	2,000	
(6) 審判派遣費	2,000	0	0.0	2,000	
(7) 借用料	79,000	79,301	100.4	△301	
3 雑費	2,100	1,031	49.1	1,069	
合 計	4,248,100	4,309,688	101.4	△61,588	

※各科目間の流用を認める。

財 政 援 助 団 体 等 監 査

1 監査の種類

出資団体監査

2 監査の実施期間

令和6年12月2日から令和7年3月3日まで

3 監査の対象

出資団体	所在地	出資比率及び出資額
一般社団法人 富士市救急医療協会	静岡県富士市津田217番地の2	出資比率 100% 出資額 80,000,000円

4 監査の範囲・方法

監査の実施に当たっては、富士市監査基準に基づき、出資団体の出納その他の事務の執行が出資目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、会計経理・財産管理等は適正に行われているか、財務諸表は適正に作成されているかを主眼として、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの関係帳簿及び関係書類を調査するとともに、当該団体職員から説明を聴取するなど所定の監査を実施した。

5 監査の結果

出資団体の出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられたため、富士市監査基準に基づき次のとおり示す。

(1) 事務の執行、事業の管理状況等についての意見

ア 不適切な事務手続き

金額等の誤りはないが、一部の事務で規程、契約書、協定書等のとおりに執行されていないものがあつたので、適切に処理を行う必要がある。実態と合わないのであれば、規程、契約書、協定書等の見直しを含めて検討されたい。

(2) 処置結果

出資団体監査における処置結果は、次のとおりである。指摘事項及び注意事項に該当するものはなかった。

【各処置区分の件数】

区分	件数
指摘	0件
注意	0件
指導	5件
検討・要望	10件
合計	15件

一般社団法人 富士市救急医療協会

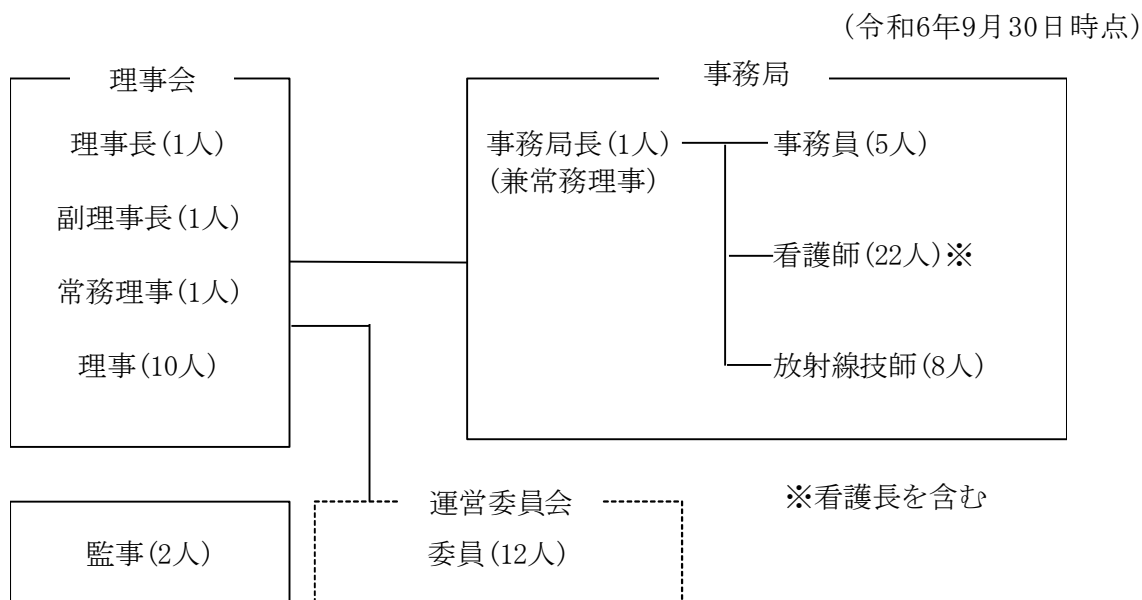
1 出資団体の設立目的

救急医療に対処するため、富士市における救急医療体制の確保及び充実を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

2 主な事業内容

- (1) 富士市救急医療センターの管理運営の受託
- (2) 急病患者の医療に関する調査及び研究
- (3) 急病患者の医療に関する知識の普及
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

3 組織



4 事業状況

(1) 富士市救急医療センターの指定管理

一般社団法人富士市救急医療協会は、内科、小児科、外科の一次救急医療サービスの拠点である富士市救急医療センターの指定管理者として管理・運営を行っている。

運営に当たり、医師(富士市医師会、医師を派遣していただいている大学(以下、「派遣医科大学」という。))、薬剤師(富士市薬剤師会)、放射線技師(富士市救急医療協会)及び二次救急病院、富士市消防本部救急隊等との協力・連携のもと、夜間・土曜・休日における急病者の応急診療を継続し、市民がいかなる時でも安心して医療を受けることができる地域医療体制の充実に向け努めている。

ア 富士市救急医療協会連絡会議

本会議は、富士市医師会の医師、派遣医科大学の医師、二次救急医療機関等の医師・看護師、富士市薬剤師会、富士市消防本部等、多くの関係者が一同に会し、情報交換や連携を確認するとともに救急医療の諸課題の解決や充実した地域の救急医療体制の構築

を目的として開催している。

イ 派遣医科大学への訪問

多くの医師を派遣していただいている大学を表敬訪問し、今後の課題等について懇談を行っている。

ウ 救急医療関係者との意見交換会

二次救急医療機関等の看護師及び救急搬送に関わる消防職員との連絡調整、情報の共有、連携の強化を図るために意見交換会を開催している。

エ 県内休日、夜間急患センターとの連携

静岡県休日・夜間急患センター事業連絡協議会に加入する休日夜間急患センター14団体が、事務の円滑な推進と相互交流を図るため、研究会を開催している。(令和5年度は書面開催)

(2) 急病患者の医療に関する調査研究及び研修事業

ア 医師研修会

救急医療に係る知識、技術の向上を図り、質の高い安定的な救急医療を提供するため開催している。

イ 救急医療センター内職員連絡会議及び研修会

センター業務の円滑な運営、改善及び組織内コミュニケーションを図るため、毎月、事務職員及び看護職員による会議を開催するとともに、職員の資質向上のため、防火・防災研修を実施している。

(3) 急病患者の医療に関する知識の普及

ア 市民向け救急医療講座

令和5年度は子育て中の市民を対象に、小児の救急疾患の家庭における対処法と救急外来受診の目安について小児の健康講座を開催した。

イ 救急医療センター概要の作成

救急医療センターにおける前年度の月別、科別、疾病別患者数等の診療実績を診療統計としてまとめ、センターの沿革・概要、協会概要など合わせ「救急医療センター概要」を作成している。

(4) その他目的を達成するための必要な事業

ア 理事会

年に3回(5、12、3月)開催し、事業報告の承認、決算の認定、その他協会の運営に関する重要な事項を審議している。

イ 総会

定時総会を開催し、前年度事業、決算等を報告、審議し、承認可決を行っている。

ウ 運営委員会

毎月開催し、診療状況の把握、分析、課題の解決、救急医療に関する調査研究に当た

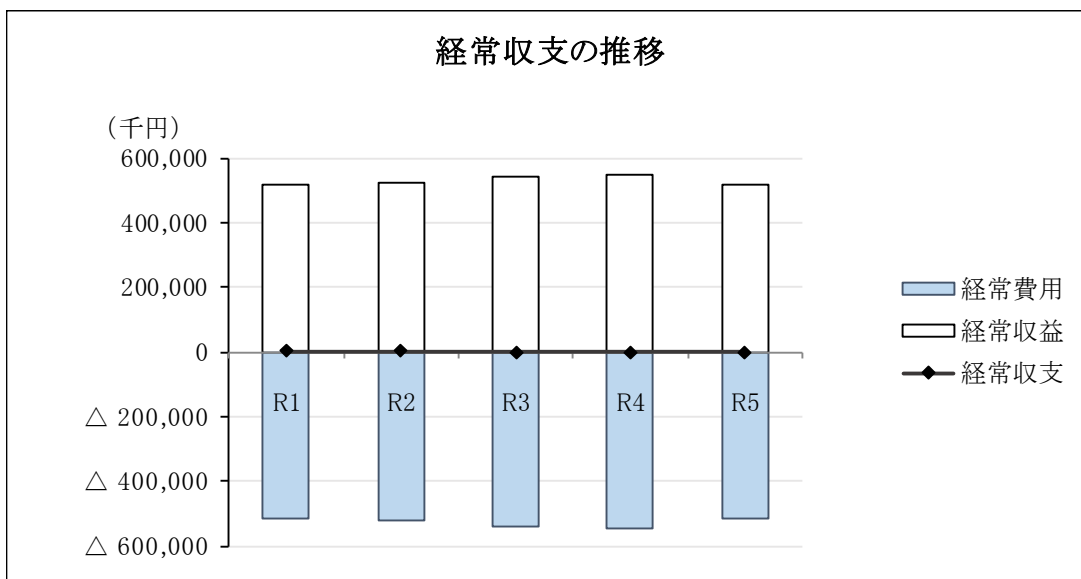
っている。

5 その他

(1) 経常収支の推移

(単位：円)

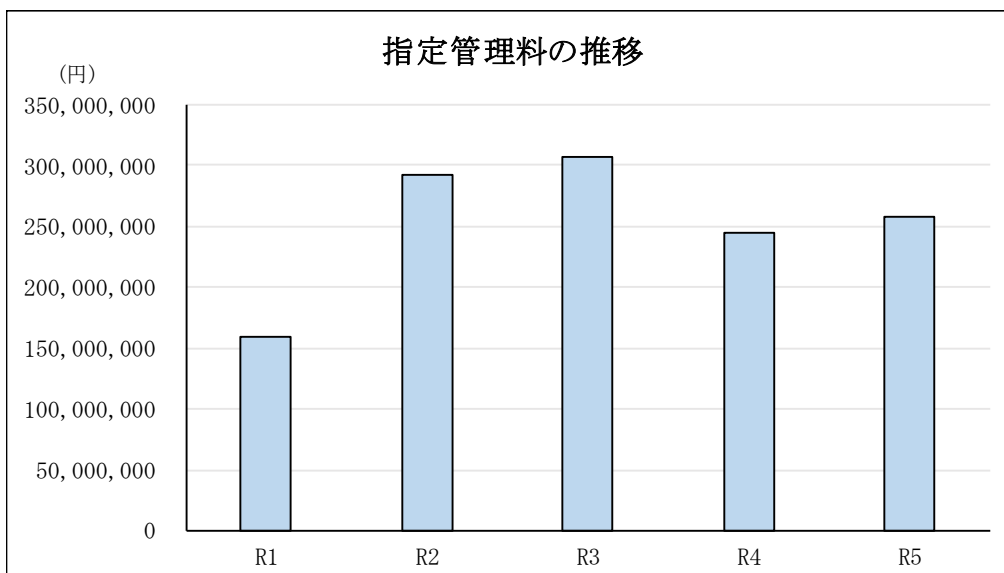
	R1	R2	R3	R4	R5
経常収益 A	516,907,347	520,856,484	541,595,898	549,614,973	517,103,096
経常費用 B	516,585,272	520,745,040	541,595,887	549,614,969	517,103,094
経常収支 A-B	322,075	111,444	11	4	2



(2) 市の負担額(指定管理料)の推移

(単位：円)

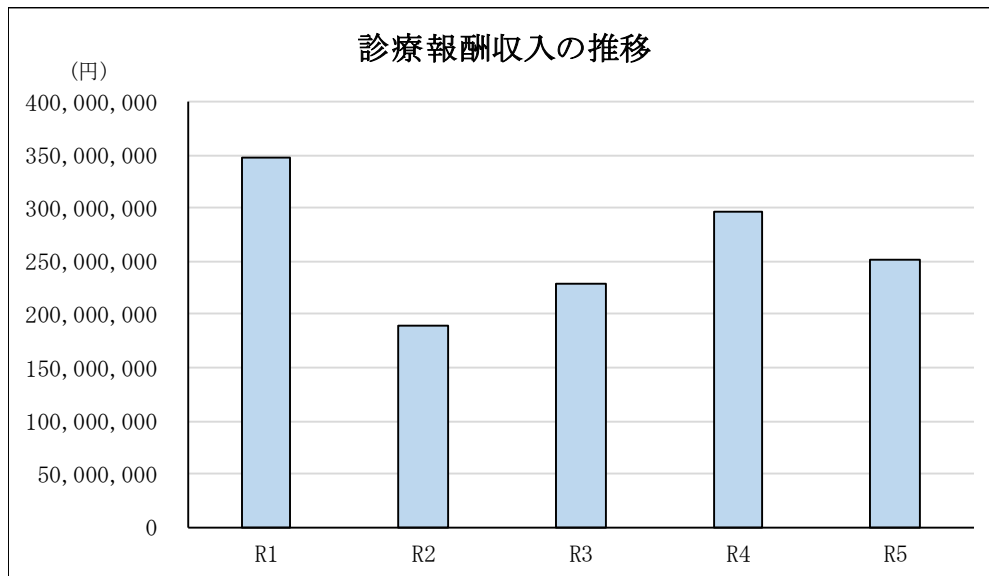
	R1	R2	R3	R4	R5
指定管理料	159,164,702	292,068,766	306,816,362	245,006,221	258,210,543



(3) 診療報酬収入の推移

(単位：円)

	R1	R2	R3	R4	R5
診療報酬収入	347,885,626	189,526,514	229,298,269	296,072,673	251,977,361



6 決算状況

令和４年度と令和５年度の比較貸借対照表及び比較正味財産増減計算書は、第１表及び第２表のとおりである。

第1表 比較貸借対照表

(単位：円、％)

科目	令和４年度	令和５年度	増減額	増減率
流動資産	137,725,576	150,290,112	12,564,536	9.1
現金及び預金	96,975,576	114,343,329	17,367,753	17.9
医業未収金	34,238,593	29,390,036	△ 4,848,557	△ 14.2
未収受託金	588,996	0	△ 588,996	皆減
医業外未収金	11,586	12,651	1,065	9.2
未収補助金	23,000	0	△ 23,000	皆減
医薬材料	6,097,825	6,724,096	626,271	10.3
仮払金	0	0	0	0.0
貸倒引当金	△ 210,000	△ 180,000	30,000	14.3
固定資産	1,538,774	2,416,208	877,434	57.0
特定資産	0	0	0	0.0
特定資産	0	0	0	0.0
その他固定資産	1,538,774	2,416,208	877,434	57.0
有形固定資産 備品	1,281,199	2,263,788	982,589	76.7
無形固定資産 ソフトウェア	257,575	152,420	△ 105,155	△ 40.8
資産 合計	139,264,350	152,706,320	13,441,970	9.7
流動負債	54,495,520	68,008,666	13,513,146	24.8
買掛金	294,384	205,360	△ 89,024	△ 30.2
未払金	53,997,292	66,640,674	12,643,382	23.4
未払法人税等	71,000	71,000	0	0.0
預り金	132,844	1,091,632	958,788	721.7
固定負債	0	0	0	0.0
固定負債	0	0	0	0.0
負債合計	54,495,520	68,008,666	13,513,146	24.8
正味財産	84,768,830	84,697,654	△ 71,176	△ 0.1
基金	80,000,000	80,000,000	0	0.0
一般正味財産	4,768,830	4,697,654	△ 71,176	△ 1.5
負債・正味財産合計	139,264,350	152,706,320	13,441,970	9.7

第2表 比較正味財産増減計算書

(単位：円、%)

科目	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
当期経常増減額	4	2	△ 2	△ 50.0
経常収益	549,614,973	517,103,096	△ 32,511,877	△ 5.9
①事業収益	300,331,819	256,559,084	△ 43,772,735	△ 14.6
診療報酬収益	296,072,673	251,977,361	△ 44,095,312	△ 14.9
手数料	3,929,066	4,229,298	300,232	7.6
保険外	330,080	352,425	22,345	6.8
②受託事業収益	245,595,217	258,210,543	12,615,326	5.1
指定管理受託事業収益	245,006,221	258,210,543	13,204,322	5.4
県受託事業収益	588,996	0	△ 588,996	皆減
③雑収益	304,987	379,356	74,369	24.4
利息収益	973	1,170	197	20.2
雑収益	304,014	378,186	74,172	24.4
④補助金収益	3,323,000	1,676,000	△ 1,647,000	△ 49.6
補助金収益	3,323,000	1,676,000	△ 1,647,000	△ 49.6
⑤医薬材料受贈収益	59,950	278,113	218,163	363.9
医薬材料受贈収益	59,950	278,113	218,163	363.9
経常費用	549,614,969	517,103,094	△ 32,511,875	△ 5.9
①事業費	547,719,145	515,272,753	△ 32,446,392	△ 5.9
人件費	403,470,172	403,226,111	△ 244,061	△ 0.1
報酬	265,141,244	267,741,694	2,600,450	1.0
給料	58,193,120	56,357,280	△ 1,835,840	△ 3.2
職員手当	36,434,830	34,111,803	△ 2,323,027	△ 6.4
共済費	19,879,716	20,191,712	311,996	1.6
福利厚生費	880,353	616,397	△ 263,956	△ 30.0
賃金	22,896,361	24,089,555	1,193,194	5.2
報償費	44,548	117,670	73,122	164.1
事業運営経費	144,248,973	112,046,642	△ 32,202,331	△ 22.3
医薬材料費	14,030,975	9,465,649	△ 4,565,326	△ 32.5
委託料	66,426,310	48,289,682	△ 18,136,628	△ 27.3
旅費交通費	21,984,310	22,318,112	333,802	1.5
交際費	54,030	237,550	183,520	339.7
通信費	1,307,867	1,213,246	△ 94,621	△ 7.2
消耗品費	1,722,914	1,913,502	190,588	11.1
食糧費	2,657,068	2,944,184	287,116	10.8
印刷製本費	294,030	339,256	45,226	15.4
被服費	77,000	845,273	768,273	997.8
修繕費	1,684,872	713,845	△ 971,027	△ 57.6
水道光熱費	3,526,435	3,079,944	△ 446,491	△ 12.7
使用料及び賃借料	2,845,854	2,556,632	△ 289,222	△ 10.2
保険料	668,145	668,145	0	0.0
負担金補助及び交付金	69,130	109,740	40,610	58.7
支払手数料	1,934,212	2,085,834	151,622	7.8
租税公課	24,034,700	14,240,639	△ 9,794,061	△ 40.7
減価償却費	141,641	339,639	197,998	139.8
貸倒損失	789,480	685,770	△ 103,710	△ 13.1
②管理費	1,895,824	1,830,341	△ 65,483	△ 3.5
役員報酬	222,740	222,740	0	0.0
旅費交通費	114,000	120,000	6,000	5.3
消耗品費	6,858	8,684	1,826	26.6
支払手数料	1,217,352	1,217,352	0	0.0
租税公課	10,000	10,000	0	0.0
減価償却費	274,874	281,565	6,691	2.4
貸倒引当金繰入額	50,000	△ 30,000	△ 80,000	△ 160.0

科目	令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
当期經常外増減額	△ 4	△ 2	2	50.0
經常外収益	0	0	0	0.0
經常外収益	0	0	0	0.0
經常外費用	4	2	△ 2	△ 50.0
固定資産除却損	4	2	△ 2	△ 50.0
税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0	0.0
法人税、住民税及び事業税	71,146	71,176	30	0.1
当期一般正味財産増減額	△ 71,146	△ 71,176	△ 30	△ 0.1
一般正味財産期首残高	4,839,976	4,768,830	△ 71,146	△ 1.5
一般正味財産期末残高	4,768,830	4,697,654	△ 71,176	△ 1.5
基金受入額	0	0	0	0.0
基金返還額	0	0	0	0.0
当期基金増減額	0	0	0	0.0
基金期首残高	80,000,000	80,000,000	0	0.0
基金期末残高	80,000,000	80,000,000	0	0.0
正味財産期末残高	84,768,830	84,697,654	△ 71,176	△ 0.1

財 政 援 助 団 体 等 監 査

1 監査の種類

指定管理者監査

2 監査の実施期間

令和6年12月13日から令和7年3月3日まで

3 監査の対象

指定管理者	公の施設	施設所管課
社会福祉法人 富士市社会福祉協議会	富士市社会福祉センター広見荘 富士市社会福祉センター田子浦荘 富士市社会福祉センター東部市民プラザ 富士市社会福祉センター鷹岡市民プラザ	福祉総務課

4 監査の範囲・方法

監査の実施に当たっては、富士市監査基準に基づき、指定管理業務に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、会計経理・財産管理等は適正に行われているか、財務諸表は適正に作成されているかを主眼として、令和5年4月1日から令和6年9月30日までの関係帳簿及び関係書類を調査するとともに、指定管理者及び施設所管課から説明を聴取するなど所定の監査を実施した。

5 監査の結果

指定管理業務に係る出納その他の事務については、概ね適正に執行されていると認められたが、調査及び監査の結果、改善や検討を要する事項が見受けられたため、富士市監査基準に基づき次のとおり示す。

(1) 事務の執行、事業の管理状況等についての意見

(指定管理者と施設所管課に共通する事項)

ア 自主事業の費用と財源の明確化

指定管理業務は「指定業務」、「提案事業」、「自主事業」に区分され、「自主事業」の費用は指定管理者自身の財源で賄う必要があるが、事業活動計算書などにおいてどの事業費が「自主事業」の費用なのか不明瞭だったため、明確に示す必要がある。また、「自主事業」の費用を指定管理者自身の財源で賄っていないものがあったので、財源を別に確保する必要がある。

イ 事業区分と実施状況の確認

「富士市社会福祉センター条例」において、社会福祉センターは以下の5事業を実施することとなっており、指定管理者は事業の企画及び実施を業務として行う必要がある。

- (ア) 生活相談、健康相談及びその他の相談に関すること。
- (イ) 就労指導に関すること。
- (ウ) 機能回復訓練及び療育訓練の実施に関すること。
- (エ) 文化教養の向上、健康の増進及びレクリエーションに関すること。
- (オ) 前各号に定めるもののほか、社会福祉を目的とする事業

しかし、仕様書ではこれら5事業を「自主事業」としており、指定管理者が任意で実施するものとなっていた。また、令和5年度の「自主事業」の実績には、(イ)について明確に実施しているものがなかった。社会福祉センターが実施すべき本来業務は「自主事業」にはせず、仕様を明記して実施状況を確認する必要がある。

ウ 苦情対応準備等の未実施及び確認不足

苦情対応マニュアルが整備されていないなど、仕様書等に記載されている内容で実施されていないものがあった。また、施設所管課による業務評価において“苦情対応マニュアルが整備され、職員に周知されている”といった事実と異なる内容が記載されていた。仕様書等に則った業務履行とともに、施設所管課は実施状況を正確に把握し評価する必要がある。

(2) 処置結果

指定管理者監査における処置結果は、次のとおりである。

【各処置区分の件数】

区分	件数
指摘	0件
注意	3件
指導	10件
検討・要望	3件
合計	16件

【注意事項】

(指定管理者と施設所管課に共通する事項)

ア 設備管理保守点検業務の記載誤り

仕様書において、「浄化槽保守点検及び清掃作業」を鷹岡市民プラザで実施すること

となっていたが、施設は数年前に下水道へ接続しており、浄化槽はすでに使用していないため実施する必要がなかった。また、「特定建築物等点検」のうち「防火設備」の点検業務を田子浦荘及び東部市民プラザで実施することとなっていたが、防火設備点検の対象となる設備が設置されていないため実施する必要がなかった。仕様書に記載する業務を精査するとともに、保守点検業務の実施結果については実施業者や実施日を確認する必要がある。

(施設所管課に関する事項)

イ 基本協定書と仕様書の記載漏れ等

基本協定書や仕様書に多数の記載漏れや誤りが見受けられた。現在の指定管理者が長期間にわたって施設を管理しているため運営に支障は出ていないが、公募時に外部へ誤った仕様を示していることにもなるため、正確な内容を記載しなくてはならない。

ウ 指定管理料の一部未精算

基本協定書第32条において、不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合は免れた費用分を指定管理料から減額することができるとしており、この条項に基づき、令和5年度のバス借上料を2月に200万円減額していた。しかし、最終的な実績ではさらに17万円分がバス借上料の未実施分として残っており、これを精算せずに業務を完了していた。実績が明確になるものについては年度末に精算する必要がある。また、過年度のバス借上料未精算金については施設所管課と指定管理者で取扱いを協議されたい。

社会福祉法人 富士市社会福祉協議会

1 指定管理者の概要

(1) 名 称	社会福祉法人 富士市社会福祉協議会
(2) 所在地	静岡県富士市本市場 432 番地の 1
(3) 設立年月日	昭和 45 年 4 月 24 日
(4) 設置趣旨	富士市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る。
(5) 組織の構成	理事 13 人(内、会長 1 人、副会長 4 人、常務理事 1 人) 監事 3 人 正規職員 70 人、嘱託職員 10 人、臨時・パート職員 120 人 (令和 6 年 9 月 30 日現在)

2 公の施設の概要

(1) 施設名称	①富士市社会福祉センター広見荘 ②富士市社会福祉センター田子浦荘 ③富士市社会福祉センター東部市民プラザ ④富士市社会福祉センター鷹岡市民プラザ
(2) 所在地	①静岡県富士市伝法 59 番地 ②静岡県富士市川成新町 421 番地 ③静岡県富士市富士岡南 257 番地の 2 ④静岡県富士市久沢 797 番地の 1
(3) 建物構造	①鉄筋コンクリート造 2 階建 ②鉄筋コンクリート造 2 階建 ③鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 2 階建 ④鉄筋コンクリート造 2 階建
(4) 管理対象面積	①敷地面積 3988.55 m ² 延床面積 1301.18 m ² ②敷地面積 5196.68 m ² 延床面積 988.90 m ² ③敷地面積 4511.00 m ² 延床面積 1585.00 m ² ④敷地面積 6510.75 m ² 延床面積 2165.28 m ²
(5) 竣工年月日	①昭和 47 年 8 月 26 日 ②昭和 55 年 4 月 1 日 ③昭和 63 年 4 月 2 日 ④平成 2 年 4 月 4 日
(6) 設置目的	高齢者や障害者等に対して福祉や健康などについての相談に応じ、健康の増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を供与することにより、健康で明るい生活が送れるように支援することを目的とする。
(7) 指定管理移行日	平成 18 年 4 月 1 日(全施設)
(8) 関連例規	・富士市社会福祉センター条例 ・富士市社会福祉センター条例施行規則

3 指定管理の状況

【富士市社会福祉センター広見荘】

(1) 選定方法	非公募	
(2) 指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(1 年)	
(3) 指定管理料	24,658,000 円	
(4) 指定管理料以外の収入	ヘルストロン利用料(令和 5 年度実績)	110,640 円
	コピー代(令和 5 年度実績)	10,420 円
(5) 主な業務内容	・健康増進やレクリエーションの機会の提供 ・新規利用申請の受付 ・多目的室・会議室・和室等部屋の貸出 ・各種事業の企画・実施 ・浴場に関する業務 ・生きがいデイサービス事業への協力 ・施設及び設備の維持管理業務	

【富士市社会福祉センター田子浦荘、東部市民プラザ、鷹岡市民プラザ(3 館一括)】

(1) 選定方法	公募(1 者参加)	
(2) 指定期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 11 年 3 月 31 日(5 年)	
(3) 指定管理料	404,355,000 円(5 年間総額)	
(4) 指定管理料以外の収入	ヘルストロン利用料(令和 5 年度実績)	434,430 円
	コピー代(令和 5 年度実績)	16,930 円
(5) 主な業務内容	・健康増進やレクリエーションの機会の提供 ・新規利用申請の受付 ・多目的室・会議室・和室等部屋の貸出 ・各種事業の企画・実施 ・浴場に関する業務 ・プールに関する業務 ・生きがいデイサービス事業への協力 ・施設及び設備の維持管理業務	

4 施設の利用状況等(過去5年間及び指定管理導入前)

年 度		R1	R2	R3	R4	R5	H17	
管理・運営形態		指定管理(第 4 期)					委託	
(1)	利用者数 (人)	目標	150, 200	31, 200	51, 840	79, 200	88, 070	—
		実績	153, 183	53, 239	119, 564	85, 082	99, 890	132, 897
(2)	指定管理料 (千円)	実績	105, 541	96, 097	98, 800	100, 406	102, 653	122, 619

※第4期は4館一括で指定管理を行っており、指定管理者は「社会福祉法人 富士市社会福祉協議会」である。

※令和3年度利用者数のうち、新型コロナワクチン関係者を除いた実利用者は69,639人である。

5 決算状況

指定管理者における令和4年度と令和5年度の比較貸借対照表及び比較事業活動計算書は第1表及び第2表のとおりである。

第1表 比較貸借対照表

(単位：円(税込)、%)

科 目		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
資産の部	流 動 資 産	23,234,382	16,990,199	△ 6,244,183	△ 26.9
	現 金	30,000	30,000	0	0.0
	預 貯 金	23,086,606	16,834,499	△ 6,252,107	△ 27.1
	その他の受払預貯金	117,776	125,700	7,924	6.7
	固 定 資 産	2,660,822	523,190	△ 2,137,632	△ 80.3
	その他の固定資産	2,660,822	523,190	△ 2,137,632	△ 80.3
	構 築 物	326,921	307,435	△ 19,486	△ 6.0
	器 具 及 び 備 品	282,621	215,755	△ 66,866	△ 23.7
	有形リース資産	2,051,280	0	△ 2,051,280	皆減
資 産 の 部 合 計		25,895,204	17,513,389	△ 8,381,815	△ 32.4
負債の部	流 動 負 債	10,691,509	6,050,526	△ 4,640,983	△ 43.4
	事業未払金	6,306,055	3,645,460	△ 2,660,595	△ 42.2
	1年以内返済予定リース債務	2,051,280	0	△ 2,051,280	皆減
	賞 与 引 当 金	2,334,174	2,405,066	70,892	3.0
	固 定 負 債	0	0	0	—
	負 債 の 部 合 計	10,691,509	6,050,526	△ 4,640,983	△ 43.4
純資産の部	次期繰越活動増減差額	15,203,695	11,462,863	△ 3,740,832	△ 24.6
	次期繰越活動増減差額	15,203,695	11,462,863	△ 3,740,832	△ 24.6
	(うち当期活動増減差額)	△ 4,617,075	△ 3,740,832	876,243	19.0
	純 資 産 の 部 合 計	15,203,695	11,462,863	△ 3,740,832	△ 24.6
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		25,895,204	17,513,389	△ 8,381,815	△ 32.4

※ 指定管理に係るもののみを記載

第2表 比較事業活動計算書

(単位：円(税込)、%)

科 目		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
サービス活動増減の部	サービス活動収益	100,406,000	102,653,000	2,247,000	2.2
	寄附金収益	0	0	0	—
	経常経費寄附金収益	0	0	0	—
	老人福祉事業収益	100,406,000	102,653,000	2,247,000	2.2
	受託事業収益	100,406,000	102,653,000	2,247,000	2.2
	サービス活動費用	101,654,121	103,966,252	2,312,131	2.3
	人件費	43,285,772	45,766,632	2,480,860	5.7
	賞与引当金繰入	2,334,174	2,405,066	70,892	3.0
	非常勤職員給与	35,318,695	34,128,445	△ 1,190,250	△ 3.4
	退職給付費用	0	0	0	—
	派遣職員費	0	3,568,673	3,568,673	皆増
	法定福利費	5,632,903	5,664,448	31,545	0.6
	事業費	55,971,772	55,825,463	△ 146,309	△ 0.3
	諸謝金	10,000	10,000	0	0.0
	旅費交通費	74,440	356,720	282,280	379.2
	教育娯楽費	633,600	633,600	0	0.0
	水道光熱費	26,108,800	22,709,846	△ 3,398,954	△ 13.0
	燃料費	0	0	0	—
	業務委託費	16,368,753	17,861,673	1,492,920	9.1
	消耗器具備品費	1,997,813	1,876,547	△ 121,266	△ 6.1
	修繕費	3,998,500	4,554,007	555,507	13.9
	印刷製本費	214,177	248,356	34,179	16.0
	通信運搬費	622,372	457,630	△ 164,742	△ 26.5
	保険料	33,136	34,850	1,714	5.2
	賃借料	264,574	145,406	△ 119,168	△ 45.0
	保守料	5,457,730	6,886,275	1,428,545	26.2
	諸会費	28,000	28,000	0	0.0
	租税公課	8,000	6,000	△ 2,000	△ 25.0
	雑費	151,877	16,553	△ 135,324	△ 89.1
	事務費	258,945	236,525	△ 22,420	△ 8.7
	福利厚生費	254,945	236,525	△ 18,420	△ 7.2
	職員被服費	4,000	0	△ 4,000	皆減
	減価償却費	2,137,632	2,137,632	0	0.0
	減価償却費	2,137,632	2,137,632	0	0.0
	サービス活動増減差額(1)	△ 1,248,121	△ 1,313,252	△ 65,131	△ 5.2

科 目		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
サービス活動外増減の部	サービス活動外収益	631,046	572,420	△ 58,626	△ 9.3
	その他サービス活動外収益	631,046	572,420	△ 58,626	△ 9.3
	雑 収 益	631,046	572,420	△ 58,626	△ 9.3
	サービス活動外費用	0	0	0	—
	サービス活動外増減差額(2)	631,046	572,420	△ 58,626	△ 9.3
経常増減差額(3) = (1) + (2)		△ 617,075	△ 740,832	△ 123,757	△ 20.1
特別増減の部	特 別 収 益	0	0	0	—
	施設整備等寄附金収益	0	0	0	—
	施設整備等寄附金収益	0	0	0	—
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0	—
	拠点区分間固定資産移管収益	0	0	0	—
	特 別 費 用	4,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	△ 25.0
	拠点区分間繰入金費用	4,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	△ 25.0
	拠点区分間繰入金費用	4,000,000	3,000,000	△ 1,000,000	△ 25.0
	特 別 増 減 差 額 (4)	△ 4,000,000	△ 3,000,000	1,000,000	25.0
税引前当期活動増減差額(5) = (3) + (4)		△ 4,617,075	△ 3,740,832	876,243	19.0
法人税、住民税及び事業税(6)		0	0	0	—
法人税等調整額(7)		0	0	0	—
当期活動増減差額(8) = (5) - (6) - (7)		△ 4,617,075	△ 3,740,832	876,243	19.0

科 目		令和4年度	令和5年度	増減額	増減率
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(9)	19,820,770	15,203,695	△ 4,617,075	△ 23.3
	当期末繰越活動増減差額(10) = (8) + (9)	15,203,695	11,462,863	△ 3,740,832	△ 24.6
	基本金取崩額(11)	0	0	0	—
	基金取崩額(12)	0	0	0	—
	その他積立金取崩額(13)	0	0	0	—
	その他積立金積立額(14)	0	0	0	—
	次期繰越活動増減差額(15) = (10) + (11) + (12) + (13) - (14)	15,203,695	11,462,863	△ 3,740,832	△ 24.6

※ 指定管理に係るもののみを記載